

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案について（概要）

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

法務省大臣官房司法法制部

1 背景

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定）により，行政手続における押印を原則不要とする方針が示されたことを受け，裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年法務省令第 5 2 号。以下「規則」という。）において求めている押印を廃止すべく，所要の規定の整備を行うもの。

2 概要

規則第 6 条第 2 項第 3 号において定めている印鑑の証明書の添付に関する規定を削除するとともに，規則別紙様式において定めている押印に係る規定を削除する。

3 施行期日（予定）

令和 2 年度中に施行する。